

障がい者共生社会推進事業所（ともいきカンパニー）認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（以下「共生条例」という。）第10条に規定する事業者の義務である合理的配慮の提供を推進するため、「障がい者共生社会推進事業所（ともいきカンパニー）認定制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（制度の趣旨）

第2条 優れた合理的配慮の提供を行う事業所を認定することにより、事業所における合理的配慮の提供や共生社会に対する理解の促進を図る。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 共生条例第4条第3項に規定する事業者とする。
- (2) 合理的配慮 共生条例第10条に規定する合理的配慮とする。
- (3) ともいきカンパニー 本制度により、知事から第4条の認定を受けた事業所とする。

（認定区分）

第4条 認定は、次に掲げる2種類とする。

- (1) 「ともいきホスピタリティ」 障がい者にやさしいサービスを提供する事業所
 - (2) 「ともいきワークプレイス」 障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所
- 2 前項各号を同時に選択することができるものとする。

（認定要件）

第5条 認定にあたっては、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 県内に設置された事業所等であること。
- (2) 優れた合理的配慮の提供をしていること、又は、今後提供すること。
- (3) 事業所内で障がい者への理解を深める研修の実施、障がい者の雇用、障がい者就労施設等から優先的な物品等の調達等、共生社会づくりに取り組むこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること
 - イ 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体又はその関連団体であること
 - ウ 前号に掲げる団体又は反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者であること
 - エ 公共の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、又はそれを助長する団体であること

（認定）

第6条 認定を受けようとする者は、ともいきカンパニー認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が前条の認定要件を満たすと認めるときは、当該申請をした事業所をともいき

カンパニーとして認定するとともに、認定証を交付し、別に定める認定マークの使用を認めるものとする。

3 知事は、前項の認定をしたときは、ともいきカンパニーに対して、自らホームページ等を用いて取組内容の公表を促すとともに、県公式ホームページ等において公表するものとする。

(取組の変更申請)

第7条 ともいきカンパニーは、認定を受けた取組内容を変更しようとする時は、事前に、ともいきカンパニー取組宣言変更申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 知事は前項の申請が第5条の認定要件を満たすと認めるときは、当該申請をしたともいきカンパニーに変更承認の通知をするものとする。

(認定の変更)

第8条 ともいきカンパニーは、その所在地、名称等事業所の情報に変更が生じたときは、ともいきカンパニー変更届出書（様式第3号）を知事へ提出するものとする。

(認定の辞退)

第9条 ともいきカンパニーは、認定の辞退をしようとするときは、ともいきカンパニー辞退届出書（様式第4号）を知事へ提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、ともいきカンパニーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、第6条第2項に規定する認定証を返還させ、認定マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 認定証又は認定マークが不正に使用された場合
- (2) 事業所等としての活動実態がないと判断される場合
- (3) 第5条第4号アからエに該当すると認められる場合
- (4) その他知事が認定の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、事業所等へ通知するものとする。

(認定の期間及び更新)

第11条 認定証の有効期間及び認定マークの使用期間は、認定の日から3年間とする。

2 認定の更新を受けようとするともいきカンパニーは、認定期間が終了する1か月前までにともいきカンパニー認定更新申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、健康福祉部障がい者支援課において所掌する。

(補則)

第13条 この要綱に規定するもののほか、認定制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。